

	案件の内容	額	賞状等		着手金		備考
			基準額	備考	基準額	備考	
(1)	① 交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件	～50万円未満	25,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるものとする。	64,800円	事件の性質上特に処理が困難なものについては378,000円まで増額することができる。	1. 現実に入手した金額が、3,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。 現実に入手した金額が、3,000万円を超える部分については、その超える部分の6%（税別）を加算する。 2. 当面取立てができない事件の報酬金は64,800円～129,600円とし、標準額を86,400円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,800円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求総額の10%を超えないものとする。
		50万円以上 100万円未満 100万円以上 200万円未満 200万円以上 300万円未満 300万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	35,000円	2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する。	97,200円 129,600円 162,000円 183,600円 216,000円 237,600円	(1)①の2分の1	
(2)	② 手形訴訟		(1)①の2分の1				
		① 所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	～50万円未満 50万円以上 100万円未満 100万円以上 200万円未満 200万円以上 300万円未満 300万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する。	64,800円 97,200円 129,600円 162,000円 183,600円 216,000円 237,600円	事件の性質上特に処理が困難なものについては378,000円まで増額することができる。
(3)	② 借地等訴訟事件		25,000円		108,000円～162,000円		受けた利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6%（税別）を加算する。 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5%（税別）を加算する。 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4%（税別）を加算する。
		③ 境界確定事件		不動産事件に準ずる。	162,000円～216,000円 標準額を194,400円とする。		
(4)	① 隠婚・認知等請求		35,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する。	86,400円 194,400円～248,400円 標準額を226,800円とする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては378,000円まで増額することができる。	1. 金銭その他の財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は64,800円～129,600円とし、標準額を66,400円とする。 2. 公示遺産事件は、64,800円～86,400円とする。 3. 1にかかわらず、金銭給付のある場合には、金銭事件に準ずる。 4. 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・金銭事件に準ずる。 5. 金銭その他の財産的給付のある場合の報酬金の下限は86,400円とする。
		② 遺産分割事件（調停も同様）		35,000円	申立ての手数料（印紙代）は追加して支出する。	金銭事件に準ずる。	所額の算定は目的物の価額の3分の1を基準とする。
(5)	① 仮差押・仮処分		20,000円	1. 保証金は追加して支出する。ただし、被援助者の直接負担を求めることがある。 2. 登録免許税は追加して支出する。	43,200円～64,800円		1. 113,142円～166,628円に、出廷回数1回につき10,800円を乗じた額を加算する。 2. 1にかかわらず、金銭給付のある場合は、金銭事件に準ずる。
		② 労働事件前付仮処分		20,000円		129,600円～194,400円	
(6)	① 強制執行事件		20,000円	下納金に追加して支出する。	○強制執行申立補助の場合 54,000円～75,600円 ○関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 54,000円～75,600円 執行対象が債権・動産の場合 43,200円～64,800円 ○少額訴訟債権執行 43,200円		本案件と一括して決定する。
		② 財産調示手続		15,000円		32,400円～43,200円	
(7)	③ 執行停止事件		10,000円	保証金は追加して支出する。ただし、被援助者の直接負担を求めることがある。	54,000円～75,600円		本案件と一括して決定する。
		④ 民事調停事件		20,000円	申立ての手数料（印紙代）は追加して支出する。	43,200円～108,000円	債務履行又は債務消滅その他事件の性質上特に処理が困難なものについては162,000円まで増額することができる。
(8)	⑤ 家事調停事件・家事審判事件のうち家事事件手続法別表第二に掲げる事件		20,000円		86,400円～129,600円		調停不調のときは本訴を勧告補助する。 事件の性質上特に処理が困難なものについては194,400円まで増額することができる。
		○調停不調の本訴 35,000円 ○調停・本訴一括援助 各 20,000円			162,000円		調停不調の本訴 86,400円～108,000円 本訴 162,000円

業種内容	新 規	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
① 家業継承事件のうち 既当事者以外に債権者 に届ける事件	10,000円～20,000円	10,000円～20,000円	32,400円～43,200円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
② 労働争議事件	20,000円	20,000円	64,800円～108,000円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
③ 保債紛争事件	20,000円	20,000円	86,400円～132,600円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
④ 相続放棄事件	20,000円	20,000円	54,000円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑤ 仮当・仮担事件	20,000円	20,000円	64,800円～84,000円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑥ 渉外事件	20,000円	20,000円	32,400円～43,200円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑦ 不動産事件	20,000円	20,000円	84,800円～104,000円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑧ 示談交渉事件	10,000円	10,000円	32,400円～43,200円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑨ 支払督促	5,000円	5,000円	21,600円～43,200円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑩ 任意整理事件・特定 整理事件	25,000円 35,000円 30,000円 35,000円	25,000円 35,000円 30,000円 35,000円	108,000円 151,200円 172,800円 194,400円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑪ B/C債権事件	23,000円 23,000円 23,000円	23,000円 23,000円 23,000円	129,600円 151,200円 183,600円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑫ 民事再生手続	35,000円 35,000円	35,000円 35,000円	162,000円 216,000円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑬ 消費者債権事件	10,000円～25,000円	10,000円～25,000円	54,000円～87,200円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑭ プログラム的債権法に 基づく子の返還申立事件 （ハード案件）	20,000円	20,000円	84,800円～97,200円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存
⑮ 特定行政不服申立手 続	20,000円	20,000円	43,200円～108,000円	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存	既 存

(注)

1. 被援助者が事件に際し印方等から金銭その他の財産的利権を得た場合には、保証金の全額又は一部を、立替人ではなく、被援助者が直接委任者に支払うものとする（裁判方法審判第7条第2項）。被援助者は、事件により印方等から金銭を得たときは、当該金銭額から支払うべき保証金の取戻に充てなければならぬものとする（裁判方法審判第6条第1項）。印方等が被援助者に印方等から金銭その他の財産的利権を得たときは、当該金銭額に充てるべき金額は、当該金銭に充てるべき金額を超過し得るものである。ただし、扶養料、医療費等の取戻を命じない限り、当該金銭に充てるべき金額は、被援助者が事件の印方等から得た金銭等の範囲内（印方等による金銭）を限度とする（裁判方法審判第8条第2項）。
2. 立替金にない保証の事件については、手続経費等が最も近い事件の立替金を使用する。
3. 既当事者間の事件、被援助者の特殊事件に際し、和見と認められる場合は、基礎的保証金の全額を減額して決定することができる。資料、有罪活動の状況が異なり、責任者の負担が特に重い場合は、着手金を基礎的保証金の全額の50%程度まで減額して決定することができる。
4. 事件の性質、被援助者の特殊事件に際し、和見と認められる場合は、基礎的保証金の全額を減額して決定することができる。資料、有罪活動の状況が異なり、責任者の負担が特に重い場合は、着手金を基礎的保証金の全額の50%程度まで減額して決定することができる。
5. 追加支出保証（保証額を越える場合には原則として被援助者負担とする。）

(1) 鑑定料	20万円	(5) 官報公費等	20万円
(2) 送達料	102,857円（ただし、ハーグ条約事件は36万円）	(6) 取戻料	102,857円
(3) 申請料	35万円	(7) 取戻料	102,857円
(4) 印方の手続料	35万円	(8) 取戻料	102,857円
(5) 印方の手続料	35万円	(9) 印方等が事件である被援助者と委任者の手続料に相当したカウンセラーの費用	5万円
(6) 印方の手続料	35万円	(10) その他経費	30万円（ただし、ハーグ条約事件は50万円）

（ただし、民事事件（不協定）事件は100万円）
6. 被援助者が多数にわたる場合の着手金
同一の請求、事件等の手続に際して、被援助者が多数にわたる場合には、委任者の事件負担上の負担に際し、1人あたり54,000円まで加算することができる。
7. 以上の金額は、裁判の指示があるものに基づいて、すべて概算表示である。